

島根県高次脳機能障がい者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 外傷性脳損傷や脳血管疾患などにより、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい等の後遺症を呈するいわゆる高次脳機能障がいについては、医療から福祉までの連続したケアが必要である。そのため、高次脳機能障がい者への支援拠点を設置し、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制の確立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は島根県（以下「県」という。）とする。ただし、この事業の一部を、社会福祉法人又は医療法人が運営する施設であって、適切な事業運営ができると認められる施設に委託して実施することができる。

(実施施設)

第3条 この事業を実施する施設は、地域支援拠点と圏域相談支援拠点とする。

- 2 地域支援拠点は、医療法人青葉会、医療法人エスポアール出雲クリニック及び社会医療法人正光会に置くものとする。
- 3 圏域相談支援拠点は、障害者保健福祉圏域ごとに、知事がこの事業の実施を委託した施設に置くものとする。

(圏域相談支援拠点)

第4条 知事は、次の各号に定める基準に適合し、地域の実情に応じて適当と認めるものを圏域相談支援拠点として、委託することができる。

- (1) 高次脳機能障がいの専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行った実績があり、当該施設においてこの事業を適切かつ確実に行うことができると認められること。
- (2) 高次脳機能障がい者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者が配置されていると認められること。
- (3) 関係機関との関係が良好であり、円滑な連携を図ることが可能であると認められること。

(対象者)

第5条 この事業の対象となる者は、高次脳機能障がいを有すると思われる者であって、障がいに伴って日常生活を営むのに支障があり、何らかの特別な援助を必要とする者とする。

(地域支援拠点が行う事業内容)

第6条 地域支援拠点は、この事業を推進するための中核的な機関として、次の事業を実施するものとする。

(1) 圏域相談支援拠点への支援

地域支援拠点は、担当圏域の圏域相談支援拠点が実施する、相談支援、家族支援及び地域における関係機関や関係団体等とのネットワークの充実について支援する。

(2) 普及・啓発事業

高次脳機能障がいの正しい理解を普及促進するため、県民に対する普及・啓発活動や保健・医療・福祉・教育・就労・行政等の関係機関や関係団体等を対象とする高次脳機能障がい者支援に関する研修会を開催し、関係者の資質の向上を図る。

(3) 地域支援ネットワークの充実・確保のための活動

地域の実態把握、相談等の事業実施状況の分析、関係機関等との連携確保・連絡調整、高次

脳機能障がい者の改善や障がい者の支援に繋がる調査研究等を行い支援体制の確立を図る。

- 2 地域支援拠点は、前項に掲げる事業を中心的に行う者として地域支援コーディネーター（社会福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障がい者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置するものとする。

（圏域相談支援拠点が行う事業内容）

第7条 圏域相談支援拠点は、地域の相談窓口として、次の事業を行うものとする。

(1) 各種相談支援

電話、面接等により療養、日常生活、各種サービス、就労などに関する相談・支援および情報提供等を行う。

(2) 家族支援の実施

高次脳機能障がい者の家族に対して、障がいや療養生活及びリハビリテーションに関する学習の場の提供をする。

(3) 圏域ネットワーク会議の開催

関係機関や関係団体等が、連携を図りながら適切な支援を円滑に提供できるように、地域でのネットワークづくりを推進する。

(4) 圏域研修会の開催

圏域の課題や実情に応じた情報や技能の習得を目的とした圏域研修会を開催する。

(5) その他高次脳機能障がい者支援のための活動

- 2 圏域相談支援拠点は、前項に掲げる事業を中心的に行う者として支援コーディネーターを配置するものとする。

（関係機関との連携）

第8条 地域支援拠点及び圏域相談支援拠点は、この事業の実施に当たり、高次脳機能障がい者の地域生活に必要な支援に係る保健・医療・福祉・教育・就労・行政等の関係機関との連携を密にし、この事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

（守秘義務）

第9条 この事業に関わる関係者（当該事業から離れた者を含む。）は、障がい者本人の人権を十分配慮するとともに、当該障がい者の身上及び家庭に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（広報）

第10条 県は、この事業の円滑かつ適正な運営を図るため、県民や関係機関への周知を図るものとする。

（その他）

第11条 この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。